

〔別紙2〕

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 古澤 廣道

我が国の建設産業は、第2次大戦敗戦後の荒廃した国土を復興し、国民生活の向上と経済の発展に欠かせない社会資本の整備という重要な役割を担ってきた。この過程において公共工事は、国造りを目的とした社会資本整備事業としての役割のみならず、景気対策という政策的役割が次第に大きな比重を占めるようになった。近年、公共発注者側技術者の工事執行者としての役割、権限、機能、および責任等への不信感、談合の蔓延、政治家の利権・利益誘導や建設汚職等が顕在化し、公共工事執行制度と運用に制度疲労が蓄積され、厳しい社会的批判の対象となっている。

これらの諸問題に関する研究は、問題の所在が建設産業界と日本社会の深層で根深く錯綜していて事実関係の把握が著しく難しいこと、問題発生メカニズムが複雑・多岐に亘っていること、更に、不具合の改善提言に伴う利害関係者の意向調整が極めて困難であること、等の理由で、問題の個別的あるいは対処療法的な分析に基づいた研究や提言は数多くあるが、諸問題を包括的システムとして論理的かつ実証的に論じた研究は数少ない。

本論文は、公共事業に関わる諸問題の改善にあたって、現行の公共工事システムの枠組みの中核として、公共事業の役割の二面性、発注者の全知全能性の是非、および入札・契約制度の妥当性を基軸に据え、公共工事システムの原則と公共工事執行過程の実態とを論理的かつ実証的に比較分析しつつ、この枠組みの建前と本音との乖離の実態を明らかにした。その結果から、諸問題を派生させている根本的要因について論証し、地方自治体を含めた全ての公共工事の執行において適用できる体系的かつ具体的な改善策となり得る基本的政策を提言している。

公共工事の本来の役割は社会資本整備であり、入札・契約制度の原則は競争優位であるという建前と、公共工事には景気対策という政策的役割があり、入札・契約制度には建設業者の保護という要素が必要であるという本音との乖離を埋めるためには、発注者の裁量という行為が必要となることを論証した。さらに、予定価格制度の前提の一つである、発注者は全知全能であるという建前と、全知全能ではないという実態（本音）との乖離が、建設業者の公共発注者への報酬を伴わない日常的な技術支援・補完行為を必然的に招くことを示した。それらを通観して、建設談合、建設汚職、官民癒着等の公共工事に関わる不正の根源の一つは、公共工事システムの枠組みの建前と本音との乖離にあると論じてい

る。社会資本整備を担う公共事業では、競争優位を原則とした執行形態によって公共工事が効率的に執行されるべきであり、景気対策が目的の公共事業では、政策介入による公共工事の公平な分配に力点が置かれる必然性がある。公共工事システムに関わる諸問題の改善を難しくしている根源の一つは、効率性と公平性、市場経済と政策介入という二律背反した要請を、同一の公共工事で、競争優位を原則とした制度と運用によって画一的に取り扱おうとするためであることが重要な知見として得られた。そして、健全かつ効率的な公共工事システムの構築を図るためには、建前と本音との一致、すなわち、競争優位に適合しない政策目的の公共工事と、効率的な社会資本整備を目的とした公共工事とを明示的に分割することが必要不可欠であると主張し、それを実現するための短期的、中期的、長期的な具体的方策を提案している。

不良・不適格建設業者によって行われる一括下請負や上請け等が成立している要因が、不良・不適格建設業者が中間マージンを搾取しても、品質を確保した公共財を造り得る予定価格の積算体系および発注金額にあることを、公共工事の執行過程に関する実態調査に基づき定性的かつ定量的に論証した。そのメカニズムとして、地方中小・零細建設業者と全国大手・地方主要建設業者とが必要とする一般管理費（会社諸経費）に著しい相違があるにも関わらず同様に査定していることを明らかとし、地方自治体の建設工事積算基準における一般管理費率の抜本的見直しを提言している。さらに、公共工事の適正かつ効率的な執行のためには、発注機関へ期待することと、期待すべきこととを区別して明確とし、各発注機関の業務能力と公共工事の技術的難易度との整合性を図るために、発注機関を審査・評価して格付けることが必要であると論じている。

本論文は、社会資本整備から景気対策へと至る公共工事の役割の歴史的変遷と現状を概観し、急速な技術の高度化や工事規模の拡大、少子化・高齢化社会の到来と公共財政の逼迫、および国際化・地方分権時代の到来等の社会経済構造の変革のもとで、これまでの公共工事システムの枠組みが機能し得ないことを明らかとしている。長期的視点に立った公共工事システムの改善のために、公共工事執行過程における建前と本音との一致を図り得る新たな理念として競争優位と透明性を提示し、それに基づく幾つかの具体的な改善策の政策提言をしている。

本論文における調査研究と分析によって得られた成果、および提示された理念と具体的政策提言は、我が国の公共工事システムの改善に関する従来の研究および論説と比較して、極めて斬新で数多くの有益な知見と示唆に富むものと認められる。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。